

政治概念について：大石教授及び堀教授の教を乞う

今中，次麿

<https://doi.org/10.15017/14439>

出版情報：法政研究. 10 (2), pp.1-28, 1940-07-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



政治概念について

——大石教授及び堀教授の教を乞ふ——

今 中 次 磨

關西學院大學の大石兵太郎教授からは、すでに昭和九年十月の發刊にかゝる同教授著『政治學論』において、私の政治概念に關する御批判と教示とを賜り、早くすでに御回答申上ぐべき筈であつたが、他の研究に没頭してゐて、これに答へる機會を持ち得ずにある間に、同教授は、右の『政治學論』を、『政治學の根本問題』と題せられる著書の一部として再刊せられ、私自身も亦『政治統制論』の著において、最近の見解を披瀝したのであつたが、そこでは直接に同教授の學說に言及する機會を持ち得なかつた。

それと同時に、同教授とは同一立場からの、私の政治概念に關する見解に對する批判と教示とを、また臺北帝國大學の堀豊彦教授から享けたにかゝはらず、すでにこれまた徒らに年餘を経て今日に至つてゐる。

いまこゝに漸く機會を得、大石教授の上記『政治學の根本問題』に表言せられてゐる政治概念論を中核としつゝ、兩教授の御教示に答へたいと思ふ。

大石教授は、政治概念に關する教授自身の見解を次のやうに要約して述べてゐられる。

「余は政治の本質を以て集團の根本方針を決定しその實現を促す行爲であるとする。根本的とは集團の存續並に使命に致命的なること、特に全成員に影響することを意味し、實現を促すとはその實現を命令し指導監督することを意味する。かくの如き行爲に何等かの程度に於て直接間接に關係し影響を與へんとする行爲又は事象は、凡べて政治的意味を有する事象にして、政治現象とは本質上の政治に加ふるにこれ等の政治的意味を有する行爲又は事象を意味する。」^(註一)

この大石教授の見解のうちで、とくに注目すべき點は、政治概念を、(一)集團一般に關聯せしめられてゐること、(二)根本方針の決定、及び(三)その根本方針の實現、換言すれば、その實現の命令・指導・監督すること^(註二)に求められてゐることである。

この見解において、私自身の見解と一致し難い部分は、私において、政治を(一)集團一般において認めず、特定集團においてのみ認めること、そして(二)根本方針の決定に關聯はするけれども、(三)決して根本方針の實現そのものでなく、根本方針の成立確定にいたる過程そのものが政治であり、況んや根本方針の命令・指

導・監督といふことは、私においては、政治とは考へられないのであつて、それはむしろ政治に非ざる廣義「行政」的行爲であるとせられるのである。

かやうな點に、大石教授と私との間には、政治概念に關する見解において、根本的な對立がある。しかしこの見解の差異は、決して立場の相違や、絶對的に不動なものではなくして、むしろ政治概念そのものについての分析的把握の正確さや、相手方の見解への諒解の不足に原因してゐるものと、私には考へられる。

したがつて、いかなる點に、分析の正確さや、諒解の不足がひそんでゐるかを、次に明にしようと思ふ。

分析の正確さと考へられる點の、最も重要なものは、同教授の所謂、「政治の強制性」^(註三)に關してである。

同教授の考へられるところによれば、「然し強制作用は、程度の差こそあれ、國家のみならず、凡べての社會に於て認められ……これを以て政治の本質とは見做し得ない。」^(註四)

例へば政治的性質を有する國家と稱せられる團體において認められる權力強制作用が、例へば商事會社や宗教團體においても、單なる程度の差において、換言すれば、何らの本質的差異のないものとして、存在してゐるといふ、同教授の見解こそ、先づ再吟味を要すべき點だと思はれる。

私の政治概念に關する見解は、まさにこの點の少し細密な分析から出發してゐるのである。

いま論述を簡約するために、政治的性質を有する團體のうちで、最も重要な地位を占めてゐる國家そのものを、代表的なものとしてこゝに選み出し、次にはただ、國家を、その他の政治的性質を有すると私の思考する諸

團體一般の代表的存在となし、そのみについて述べることにする。

國家が有するところの權力強制作用の本質については、これまで甚だ不正確な把握のみがなされて來てゐる。

私はその點についての少し論理的な、少し科學的な認識を確立せんがために、拙著『政治統制論』を發表した。そこで述べられた「政治權力論」の問題こそ、私はこれまでの國家論における、根本的謬想を打破したものだと思へてゐる。(註五)

そこで私は次のやうに述べた。すなはち「政治權力は生活行爲の共同性を實現することを目的としてゐる。しかしその強制力は生活行爲の共同性そのものから生じてゐるのではなく、却つて生活上の矛盾對立から生じてゐる。……それは社會勢力の不平等關係の上に政治統制が存立してをり、社會生活上の矛盾對立に淵源するところの、社會勢力上の優劣關係が、政治的支配的實力の源泉であるからである。故に、政治權力の實力的源泉は、社會生活上の矛盾對立そのものである。(註六)」

從來、最もひろく支持されてゐた國家權力の本質についての見解は、主意主義的な理論であつた。すなはちその國家の秩序と統一とを維持促進しようとするその國民の意欲こそ、すべての國家的權力強制機構と、權力強制手段との存立可能の源泉であるとされてゐたことであつた。

かやうな見解は、すでに第十八世紀においてフランスのフイジオクラットによつて主張されて以來、民主主義及

び自由主義的國家理論において、常に支持せられ、更に現代においては、社會學的方法を、心理學的方法と考へる謬想とそれが結びつくことによつて、益々廣汎な渴仰者を獲得してゐたのである。

大石教授は云はれる。「政治の強制性は、權力性或は實力性とも謂はれるが、謂ふところの政治の強制性とは、原則の方針として決定せられたる集團意思が、變更せられざる限り、成員一般に妥當するものとして要求せられ、若しこれに違反する成員ある時には、彼に對し實力その他の手段を以てそれに一致又は服従することを餘儀なくせしむることを意味する。」と。(註七)

かやうに同教授は「集團意思」を窮極の源泉としてゐられる。國家の「集團意思」とは何であらうか。輿論か？立法機關の決議か？成文法か？又は元首の意思か？その實體の説明なしには、私共には理解が困難である。のみならず更に、次の點が不明である。すなはち、その集團意思に對して、各人の行爲が妥當するか否かといふ正否の問題と、各人の行爲をそれに一致せしめるといふ實踐の問題とは、範疇を異にする二つの違つた問題ではないかといふことである。すなはち行爲の妥當性の問題と、行爲を現實に一致せしめるといふ問題とは、互に相異なる問題であつて、後の問題こそ強制力に關係した問題であるが、前の問題は單に認識の問題に止まつてゐるが故に、妥當性は直ちに強行性を意味しないといふことである。

私はこの二つの問題を、從來、「政治權力の合理性」の問題と、「政治權力の實力性又は事實性」の問題とに分析して來てゐる。(註八)

「政治の強制性、権力性又は實力性」に關する大石教授の説明は、所謂「政治權力の合理性」の問題に觸れてゐるだけであつて、何ら「政治權力の實力性又は事實性」には觸れてゐないのである。

抑々政治における強制性の問題は、法の強行實施を意味するのであつて、違法行爲又は犯罪に向つて、法を強行することに外ならないのであるが、違法行爲又は犯罪そのものは、すでに此の違法者又は犯人の意思又は行爲が、その政治的法秩序に對立し、矛盾してゐることに外ならない。かやうにくゝに二つの對立した行爲又は意思が存在するときに、一方の意思又は行爲を他方に向つて強行するといふことは、最早、一方の行爲意思を抑壓することなしには可能ではないが、かやうな抑壓が、決して最早、單なる意思の問題でなしに、一つの意思を壓服し得る事實的力の問題でなくてはならないことは、餘りにも自明なことからである。かくして政治權力の實力性の問題は、決して主意主義的な説明で、解決せられ得るものでないことが明である。

故に私は、それを生活行爲の社會的矛盾對立で説明しようとする。國家のやうな不平等な生活行爲を活きてゐる國民の集團においては、その各國民の生活行爲の不平等であることそのことが、分裂の原因にもなるが、また同時に統一の原因にもなつてゐる。すなはちそれらの不平等な生活行爲の複雑な結合が、一つの統一的な優勝的支配勢力の確立を齎す限りにおいて、そこには統一秩序が可能であり、それに反して、かやうな優勝的勢力の統一的中心の成立が不可能な場合において、そこに國家的存立も亦不可能にせられる。

凡そ平等同質者の間には、支配や強制はあり得ない。國家や政治の場合に、支配や強制が成立すると云ふこと

は、それを構成してゐる各人の生活行爲が、平等不等質なればこそである。

こゝに根本的に、國家と商事會社との相違が見出される。

商事會社、例へば株式會社においては、その會社の定款の規定を承認し、自主自發的にその會社の株主となつてゐる限りに於いて、その會社の定款による義務を負担しなければならない。しかしその義務すら、自主的に遵守せられてゐる間だけ、履行されてゐるのであつて、株主がこれを履行する意思がなければ、これに違反し得るし、またその違反について、株式會社自體は、規定を強行する力を持つものではない。僅に國家の民事裁判や刑事裁判の發動を俟つて、はじめて、この違反は防遏せられ得るにすぎない。

その意味で、株式會社が株主に要求してゐる義務及びその「強制」は、決して單に程度の差として、國家の強制と異なるのではなしに、本質的な差なのである。

株式會社は、株主に向つて、自主的自發的な義務履行を要請し得るだけであつて、それ以上の所謂「強制」を爲し得るものではない。國家の場合はこれに反して、單なる自發的要請だけでなしに、當事者の意思に反してすら強制し得る力が備つてゐる。これは程度の差ではなしに、本質的な差である。

かやうな商事會社と國家との、組織上の相違からして、この二つの團體の根本的相違が現はれてくる。すなはち商事會社は、各人が經濟的な營利の目的を到達するために存在してゐるにすぎないし、その營利を希望する者のみが、これに参加し、また何時でもその營利を不必要と認めたり、またはその會社が營利を達することが出來

なくなれば、各人の希望によつてこれから脱退することも出来る。

これに反し、國家は國民各員の希望するを否とにかゝはらず、また彼らが國民たる意識と自覺とを有すると否にかゝはらず、或はまた彼らがその國家の國民たることを希望するを否とにかゝはらず、國家的必要を、國民全體に向つて、國家みづから強制し得る實力を有してゐるし、また國民の國家からの、自由な脱退はこれを許さない。

したがつて國家は、決して營利のために存するのではなく、また必ずしも常に國民の最上の幸福や利益のためにのみ存してゐるわけでもない。却つて國民の不幸のために存するやうな哀な國家も存在するし、また國家は、屢々國民各員の利己主義的立場と兩立しないものとして存在してゐる。

個人があつて、しかる後國家があるか、或は國家があつて、しかる後個人があるかは、簡単に定められないが、個人だけの立場で國家を律することの誤つてゐることは、明なことであつて、こゝに國家といふものゝ、特殊性を見出すことが出来る。

これに反して商會社や株式會社は、本來各個人の立場と必要とから、計畫的に作られた集團である。國家はしかし、いかなる意味においても、特定の個人的意圖によつて作られた團體ではなしに、おのづから生れて來た生活の秩序である。

かやうにこの國家について見ても明であるやうに、政治はまことに、人々がかやうな、好むと好まざるとにか

かはらず、服従を餘儀なくされてゐる社會的支配強制の存在を前提とし、各人がその際、願はくば自己の意圖によつて、自己に好ましき方向において支配せられ、或はみづからその支配的地位に立たんことを欲して、互に相争ふところの過程にこそ、見出されるのである。故に決して政治は組合的義務契約のやうな集團意思を前提とするものでもなく、また各人の意思の相互的一致の上に基礎づけられてゐるものでもない。むしろそれは、各人が種々の異つた互に相矛盾し對立した意思を有しながら、しかも互に分散してしまうことの出来ない、生活上の必然的基礎を有するが故に、そのうちの優勢なるものが、劣勢なるものを克服することによつて、成立しつゝある支配的統一である。

元來、現代の法學や國家論を支配してゐる主意主義的理論は、今日では最早、その論理的缺陷の故に成立困難をつげてゐる。私はそのことについて、すでに『國家人格論』と題する論文において、詳しく論じた。^(註九)法學方法論上の主意主義的立場は、經濟學上の主意主義とも、最早今日では論理的にも、事實的にも成り立たない。法學や政治學の課題は、人間の意味ではなしに、社會的な生活行動である。法や政治は、決して個人の意思によつて決定されるものでなしに、生活行動の社會的集團關係によつて、決定せられる。個人は意思を有するけれども、社會自體は意思を持たぬ。社會は決して「集團意思」であるのではないのであつて、生活行爲の集團關係である。

故に例へば株式會社が、團體意思の主體であると、從來、一般に考へられてゐたことは、非常な謬想であつて、

會社と云ふ組織體には意思は在り得ない。そこに意思があるとするのは、個人的人格からの擬制にすぎないのであつて、事實ではない。株式會社も亦、要するに一定多數人の共同的生活行動たるにすぎない。株主たちの意思の共同性は少しも必要ではないのであつて、株式會社の存立するためには、たゞ株主たちの生活行動の共同性へあれば十分である。個人の生活行動の基礎には、もとより個人意思が存在する。しかしその個人意思の内容的一致は、絶対に不必要であつて、外部的生活行動さへ互に一致してゐれば、それで株式會社の存立に妨げはない。或株主は利己のために、そして他の株主は公益のために、參加したとしても、その生活行動において兩者が一つの株式會社の株主として行動さへすれば、それでその株式會社の存立のためには、何ら差支はないのである。それであるから法は「外部行為の規範」であると云はれてゐるのである。

それはさて置き、主意主義的説明の何時でも陥る誤謬は、上に述べるやうな、認識の問題と實踐の問題との混同であり、價值判斷の立場と勢力關係の立場との混淆であるが、それと同時に更に指摘しなければならないのは、社會的支配強制の本質については、何らの解説がどこされてゐないといふことである。法における規範價值と規範力との問題や、政治における權力の本質の分析が、これまで甚しく非科學的であり、幼稚であるといふことは、その最も基本的な原因を、この主意主義的方法論の缺陷に歸せしめることができようと思ふ。

大石教授とは限らないけれども、現代の最も一般的に支持せられてゐる政治權力論の科學的方法論の基本的缺陷のために、政治權力の「強制性」の問題は、極めて曖昧な、非科學的なものとなつてゐる。

大石教授は、先にあげたやうに、政治概念の説明をなされてゐるが、同時にまたそれについて、政治の「集合性」「公的性」「強制性」及び「黨派性」を論じ、最後に「政治は集團の根本方針を決定してその實現を促す直接間接の行爲にして、それは集合性、公的性、強制性及び黨派性を屬性とする一種の社會的行爲である。」と結んでゐられる。^(註一〇)

故に大石教授も亦、「強制性」を政治の要素と認められてをり、また「黨派性」において、政治における内面的矛盾對立の要素をも認めてゐられるのであるけれども、とくに政治における「強制性」と「黨派性」との本質的特性が、何ら認められてゐないのである。

かやうな大石教授の立場からは、當然、とくにこの政治における「強制性」と「黨派性」との本質的特性に立脚して、政治の本質を把握しようとしてゐる私の見解は、正當には決して理解せられ得ないのである。したがつて教授は、私の見解を批判して次のやうに述べられる。

「然しこの實力性は、程度の差こそあれ、凡べての團體に見出し得る事實にして、(こゝに新明正道著『權力と社會』を始め、Cole, Durkheim, Watkins 等の著書が引用せられる)たとひこの實力性を支配^{ヘレシエリテ}權力、即ち抵抗すべからざる權力となすも、それが事實上抵抗され得ることはいふ迄もない。若し國家の法的統制は只實力的強行のみによつて行はれて居るといふ意味ならば、それは又明かに事實の誤認にして、國家の法的

統制の少からざる部分が倫理的或は功利的動機に依據して居る。(1) Laski & Watkins の著書が引用されてゐる) 然らば實力的統制は必ずしも國家固有の現象に非ず、法的統制は必ずしも専ら實力的であるのではない。^(註1)

この批判は全く亂暴であつて、いかに教授自身の立場が混亂してゐるかは、次の事實によつてうかゞはれよう。すなはち先づ、「國家の法的統制の少からざる部分が倫理的或は功利的動機に依據してゐる」といふ點が問題である。何となれば倫理的又は功利的動機で、國法が維持されてゐるならば、強制權力作用は、國家には不要だからである。

倫理觀念や功利觀念だけでは、國法は維持され難いが故に、特別の強制作用が、國家に必要とされてゐるのではない。したがつて誰も國法が、倫理觀念や、功利觀念なしに維持されてゐると考へるものはない。しかしながらそれだけでは不十分なものが、國法の強制の場合には見出され、従つて國法の場合でなくては見出され得ないやうな、特殊な「只實力的強行」が同時に存在しなければならないといふのである。そのことはとりもなほさず、國法の強制力に關する特性の問題に外ならないのであつて、かやうな特殊性を國法の強制の場合に認めない大石教授の方が、却つて亂暴ではないか。

かやうな混亂は、結局、前から述べてゐるやうに「凡べての社會」が強制作用を持つてゐて、それが單に程度の差であり、何ら本質的な差でないと主張する教授の根本的な分析不足に基づいてゐることは云ふまでもない。

かくして混亂は更に混亂を生み、國家以外のすべての團體も亦「法の實現維持を存立上の目的となす」といひ得やう」といふやうな暴論を生ずるに至つた。(註一三)

國家が、特別に、所謂「治安目的」を有する團體であつて、一般の團體がかやうな存立目的を有してゐないといふことは、從來の國家理論上の定説である。(註一三)

しかるに大石教授は、それと異り、都會も、學校も、組合も、その他の團體も亦、治安目的を有するとされるのである。その説明を見るに、教會のその支教會に對する關係、組合聯合會の組合支部に對する關係のやうな場合においての、本部の支部に對する命令統制機能を意味してゐられるのであるが、それは國家の治安目的とは、甚だ性質の異なるものと云はねばならない。何となれば教會や組合の場合には、その命令は決して、國家の場合のやうな強制性を有するものでなしに、單なる契約的なものにすぎないからである。しかるに國家が法を維持しようとする機能は、決してかやうな契約的基礎に立つものではないに、事實的に強制的な性質を有してゐることは云ふまでもない。支部が本部の命令に應じない場合や、支部が本部の制定する規定に違反した場合に、窮極的にこれに應ぜしめ、違反を懲罰するところの實力は、本部には存在しないのである。この規定が國法の保證を有する場合にのみ、國法の特有する強制性を借りて、強制を實現することが、はじめて出来るのである。

中世紀のローマ教會や、現今のローマ法王のやうに、その宗務上の命令を發し、宗教的な懲罰を科する場合

もあるけれども、この命令や懲罰も亦、國法の場合とは、本質的に相違してゐる。何となれば、この場合の命令や懲罰は、宗教規範上のものであつて、法的性質を有するものではない。したがつて信仰を同じくし、信仰によつて基礎づけられることによつて、初めてその規範力が現はれてくる。

この意味において、大石教授の云はれるやうな「法の實現維持は、國家の場合に於てのみ直接の存立上の目的であるといふ、この存立上の目的といふことを、法の實現維持なくしては國家は存立せずといふ意味に解すれば、それは教會、學校、組合等、國家以外の諸團體に於ても同様にして、これ等の諸團體と雖も同様の意味に於て法の實現維持を存立上の目的となすといひ得やう。」^(註一四)といふやうなことは、そこに分析の混亂と不足とが認められるのである。

かやうな教授の混亂は、國家の治安機能についての把握の不正確が原因をなしてゐる。例へば教授の『政治學汎論』を繙くに、第一編第二章において「治安機能」が論じられてゐるけれども、先づそこには「既述の如く治安機能とは集團の組織並に秩序を維持せんがための諸活動にして、ひとり國家のみならず凡ゆる集團にこれを認め得る」と述べられてゐて、もとより教授の持説がそのまゝ見出されるわけであるが、しかるに教授も亦治安機能が、國家の獨占に歸しつゝあることを、次のやうに認める。

「然るに國家は共同生存の一般的條件の確保實現を目的となすが故に、國家の存續、従つて國家の治安機能の如何は直ちに諸集團の存立に對して致命的なる影響を及ぼし、又國家はその目的の性質上最も強力なる強

制力を以て各集團の上に臨みそれぞれ集團の治安活動を或は方向付け或はこれを制禦するが故に、國家の治安活動は各集團にとり重大なる關心事たらざるを得ぬ。歴史的にいへば全體社會に於ける少くとも重要な治安機能は、デューイの言へる如く、殆んど國家の獨占に歸しつゝあり、各集團は少くとも現代に於ては窮極的には國家の治安機能にその救済を仰がざるを得ない實狀にある。^(註一六)

恐らく教授は、非本質的な、力の強弱關係として諸集團の治安機能と國家のそれとを區別されてゐるのであらう。教授の云はれるやうにそれは「程度の差」であると思はれるが、一步を譲つて、それが「程度の差」にすぎないと假定して見ても、その場合、國家の治安機能の強力さと優越性とは、いかなる理由で現はれるかの説明が必要となるであらう。

同じ著作の中で、教授はこの治安機能として、軍事・警察・裁判・行刑の四種をあげてゐられるけれども、^(註一七)この何れも一般集團には存在しないものであつて、國家のみが有するものである。

云ふまでもなく軍事や警察や裁判や行刑が國家にのみ見出されるといふことは、比較的「程度の差」として國家の治安機能がたゞ優越的であるためではない。むしろ國家の治安機能が本質的な特性を有してゐることの證據である。

故に軍事や警察や裁判や行刑に現はれてゐる國法の最高不可侵的な（すなはち主權的な）強制性の基礎を糺明することなしに、國家以外のいかなる團體にも、程度の差こそあれ、それが存在するといふのでは、決して治安

機能についての分析が十分だとは云へない。

これによつて、政治において、實力強制性を一つの特徴としてかゝげる必要が、理解せられただらうと思ふ。

次の問題は、政治がとくに法規範に關聯すると云ふことである。

政治における強制性は、決して強制性一般を含むのではなしに、單に法的な強制性であることである。これがわたしの見解である。治安機能といふことは、一般にこの法規範に關する觀念として用ひならはされてきてゐる。すなはち一般に、法の規範秩序を維持強行することが治安機能と考へられてゐる。

この機能は、しかし國家及び國家的團體（國家の複合體や國家の地方行政團體や公共組合）のみが有するものである。大石教授の云はれるやうに、漸次さうなつたのではなく、最初からさうだつたのである。それ以外の如何なる團體も、この治安機能を持つてはゐない。すなはち法規範を維持強行する機能は、この團體だけの專有物である。それは上述のやうに、軍事・警察・裁判・行刑がその專有物だといふことによつて明白だ。

しからば何故、他の團體がこれを有し得ないかといふに、それはそれらが、決して法規範そのものの秩序維持を、それらの存立目的とはしてゐないからである。それらは營利的に、宗教的に、或は倫理的に、秩序維持を行ふことができる。しかし決して法的には出來ないのである。法的秩序維持の機能を持つならば、それは直ちに國家性を持つことになり、國內に更に別の國家が内包されてゐるといふ矛盾に陥るから、それは許されない。すべ

ての團體が、國家の支配強制をうけるといふことは、それらの團體が、國家の法規範秩序に服してゐるといふことを意味するのであつて、その他の意味を持つものではない。例へば各種の異つた宗教團體や、各種の異つた教育團體や、各種の異つた營利團體が、現に國家の支配下に共存してゐるにもかゝはらず、國家の法秩序の支配は、決してかやうな複數性を許さないのであつて、「唯一不可分」(すなはち主權的)である。

もとより國家は、中世紀や古代のやうに、宗教を統一することができるし、教育精神を劃一することも不可能ではないが、近代國家のやうに自由權の尊重せられるところでは、宗教的に統一のない國家や、倫理的強制を否定する國家も存在する。しかしいかなる時代においても複數の法秩序の並列を認める國家は在り得ないのであつて、一時主張された「多元的國家論」のごときも、この點の理論的誤謬を侵してゐるものにすぎなかつた。主權性が國家から否認されない限りにおいて、かやうなことは在り得ないのであり、また主權性が認められないならば、それは實質上すでに國家ではないのである。

かやうに自明な見解が理解せられないといふことは、一つには法規範の本質が、正確にされてゐないところからもきてゐる。

法規範はもとより國家特有の法規範ではない。法規範をただ維持強行する機能のみが(治安機能のみが)國家の專有物である。法規範は、團體法規範であつて、その團體の存立目的を指示する法規範に外ならない。故に私はこれを「團體合目的法規範」とよんでゐる。(註一八)

故に宗教團體も營利會社も學校も、またもとより組合も、法規範秩序なしには存立することを得ない。宗規・定款・學則・組合規定などは皆法規範であつて、本質的には、國家秩序を規定する國法規範と、法たる點においては何ら異るところはない。

それにもかゝはらず、法規範そのものが、或る意味で私法體系と公法體系とに區分されてゐるやうに、直接に生活行動を規定する法體系と、かやうな法體系を維持するために必要な強制規定の體系とが區分せられ得る。そして一般の集團に存在する法規定は常に契約的基礎に立つものであつて、窮極的に法規範を維持實現する強制規定は國家及び國家的團體にのみ専有せられる。

すなはち何れの團體においても、一應その法の侵害に對する罰則の規定が見出されるけれども、しかしこの罰則規定は、宗教的に、或は倫理的に、契約的なものであつて、決して國法の罰則のやうに、實力的に強行され得べきものではない。そこにはすなはち「強制性」が缺けてゐる。それはたゞ違反者の自發的意思に訴へ得るにすぎない。國家の場合は、反對に、もとより一應自發的に訴へられてゐるが、それで効果のない場合には、實力的に強行し得る可能性が備つてゐる。この可能性は、國家がとくに「治安目的」を有して、法の強制維持を、その存在の一つの理由にしてゐるためである。

もとより國家は國法を強行するのであつて、各團體自身の法を強行するのではない。しかし國家は國法の民事法規を通じ、その立場において、各團體自身の法を間接に維持強行する役割を持つのである。かやうな機能は、

國法にのみ認められるものであつて、國法が他の法とかやうな差違を有するのは、法規範としてではないのであつて、國法の背後に存在する國家と云ふ團體の政治性に淵源してゐるのである。

國民は、その個人的な生活行動の上において、種々の集團を構成する。この集團は各人の生活行爲の間に、矛盾と對立とが見出されない限りにおいては、國家的強制を要せず存立をつゞけて行く。しかしながら國民の全體的生活行動は、かやうな對立矛盾のない分野のみではあり得ない。したがつて一度その對立と矛盾の分野に入り込むならば、それは到底任意的に、強制なしには存立し得ない。こゝから「強制性」の要求が現はれ、それが國家の存在を必要とした。

國家は任意團體ではなしに、自然團體であるが故に、各人は宿命的に國民として何れかの國家に所屬せしめられてゐるが、その國民的歸屬性は、歴史的社會的要素を含むが故に、決して選擇の自由を持つてゐるわけではない。かやうに決定された團體のうちで、しかも對立と矛盾の生活行動をなしつゝある國民の秩序は、教會や商社や組合などと、甚だその本質を異にする。

そこから國法と他の法との差違が発生して來てゐる。國法の強制性も亦その點から生じてゐるにすぎない。國法が軍隊や警察や司法制度によつて強行されてゐるといふことは、單に外形的表見的特徴に止まるのであつて、基本的に、更に軍隊以下の強力機構を正しく活動せしめ得る勢力關係が、事實的に存在しなければならぬ。

かやうな勢力關係こそ、初めから主張してゐるやうに、國際社會及び一定の國民的社會の内部における各人の生活行爲の矛盾對立から發生してきてゐるところの勢力關係そのものに外ならないのである。それが國家的な組織の内容を規定して、國法となり、同時にその國法を指導し實現する力の源泉ともなつてゐるにすぎない。故に國法の規範價值と規範力とは、國民の生活行爲の不等矛盾對立から生ずる社會的結合關係そのものの中に、同時に含まれてゐるのである。それが國家權力である。

この國家權力を作りあげてゐるかやうな國民の生活行爲のうちに、政治が見出される。政治はこの優勢的な法と力との支配關係を創造しつゝある社會的生活行動そのものである。支配を獲得し、その立場で法を規定し、その立場で法を命令しようとする優越性獲得の争ひである。しかるが故に、力の支配を伴はない一般團體には政治性が認めらるゝことなく、國家及び國家的團體を繞つてのみ政治性が現はれてくる。

もとより國家の行動そのものが政治なのではなく、政黨でも、組合でも、地方團體でも、教會でも、俱樂部でも、個人でも、國家及び國家的團體の法的強制支配を自己の立場で獲得しようとする争ひに参加して來たものは、おのづから、みな政治性を帯びてくる。たと國家や政黨のやうなものは、不斷にかやうな争ひを争ふことを本來の目的として存在してゐるが故に、それらの團體は常に政治性を持つのである。

次に、私は更に堀豊彦教授の教えを乞ふべきであるが、同教授の見解は、上に述べた大石教授のそれと、根本

的には、本質的に多く異なるところがない。

すなはち堀教授は、次のやうに述べられる。

「政治とは人間の社會的集團において、集團的意志のはたらきを中核として集團の任務を決定し、その志向に副うてその實現達成に努力し行爲する所に現はれる現象である。」(註一九)

かやうに、「集團意志」と云ふことが、中心的觀念になつてゐることについては、こゝに改めて最早、批判を要しない點である。

たゞ教授が、一般社會と國家(又は政治社會)との差異や、國法と一般團體法との特徴的差異や、政治權力の主權的特徴などの分析にふれることなく、上述の定義をもつて、すでに政治的本質の解明に満足してゐられる態度は、度々云ふやうに、なほ分析せらるべきものを、敢えて分析することなしに打切つて置かうとする非科學的態度であるといふことを免れない。(註二〇)

政治が、政治たり得るのは、要約すれば、政治權力の獲得を目指しての争闘たることにある。政治權力を考へることなしに行はれる單なる策謀や談合や妥協や陰謀や交渉や紛争などを、たゞそれが集團的意思中心を作りあげるといふ意味において、政治性を認めようとすることは、徒らに政治的なものゝ領域を擴大して、内容を空疎にし、且つ既成の經驗的意識と符合しない議論だと云はざるを得ない。

のみならず、前にも云つたやうに、集團意思の實現達成は、法律學上の所謂機關行爲に該當し、廣義行政行爲

たるものであつて、集團意思と云ふ觀念を基礎として見れば、むしろそれが成立せしめられる過程（それは不斷に連續的に存在する）のみに、政治は限定さるべきものであらう。

同教授の政治概念については、その他とくにとりあげて云ふべき點はない。皆、大石教授に對する批判をもつて、そのまゝこれに適用し得ると思ふ。

上述の論旨においては、私は、集團性の特質を基礎として、政治的なものゝ本質を明にしてきた。しかし更に私に必要なことは、政治的なものゝそのものゝ本質的な説明である。

この點について、私は次の三つの社會活動の本質的相違を指示する必要を認める。それは、集團管理行爲と行政行爲（執行行爲）と政治行爲とである。

個人と集團との相違は、後者が管理行爲なしに存立し得ないことである。すなはち集團は、それ自體の法秩序によつて、初めて存在し、その法秩序を運営維持するための機關組織を得て、初めて活動性を獲得し、この機關行爲を通じて初めてそれ自體の活動を現實的ならしめる。その機關が、その集團のためにする社會的生活行動を、こゝに集團管理行爲と名づけるとするならば、行政行爲は一種の集團管理行爲であるが、しかし政治行爲はそれとは異りたる特質を有する。集團管理行爲と政治行爲とは、機關行爲たる与否とにおいて、最も決定的な相違を示してゐる。機關行爲は、既成の法秩序に従つて、新法秩序を作つたり、既成の法秩序を實現し、具體化し

たりするものである。しかし、政治行爲は、直接に、社會的生活行爲のうちにおける對立矛盾を克服力することによつて、法秩序の不斷の創造を來しつゝあるところの社會的生活關係である。

また集團管理行爲の特徴は、その集團を構成する各個人の、本來契約的任意的行動によつて組織せられた機關活動たることであつて、それはそれら各個人の承認的行爲によつて、確立せられてゐる。故にその基礎には、各個人の本質的な行爲上の對立や矛盾の存することは許されない。かやうな矛盾や對立があれば、その管理行爲は成立し得ないのである。

政治行爲は、根本的にこれと異つてをり、本來決つかやうな契約的任意的性質のものではなく、本來對立し矛盾する多くの各個人の社會的生活行動が、互にその矛盾と對立とを克服せんがために生活的な争ひをつゞけ、その結果そこに一つの力の安定が齎されつつある社會過程そのものに外ならない。この力の安定狀態は、法秩序そのものではあるが、その法秩序は自然これを安定せしめてゐる力とゞもに存在せずしては、存立し得ない性質のものである。

素朴なる實力説にあつては、この狀態を簡單に力の支配又は階級支配又は民族鬭争などと説明してゐるけれども、政治における力は法とゞもに、またその力は法としてでなしには考へ得られないのである。それは物理的關係でなしに、社會的生活行爲の集團性そのものに外ならないからである。(註二)

かやうな法的力の安定を社會のうちに作りあげつゝある生活的社會過程そのものが、政治行爲である。故に政

治行爲は機關行爲ではない。行政行爲はこれに反して、すでに成立せる法的秩序を法的手段によつて改廢新立したり、力を背景として維持實現したりする機關行爲そのものである。行政行爲については、なほ論究すべき多くの問題があると思はれるが、こゝではそれに觸れる必要はない。必要な問題は、集團管理行爲と政治行爲との異同である。

この二つの行爲の差異を前提とすることなしには、恐らく政治理論は、多くの點において、混亂と混淆とに陥るの外はないであらう。左に一二の實例を舉示しよう。

例へば無政府主義の理論や、ハートリングやマルクスの共產社會の理論に見らるゝやうな非政治的社會の問題は、その一つの例である。無政府主義者や共產主義者は、權力支配のない公共組織を主張してゐる場合が多い。そこには法秩序はあるけれども、それが契約的なものであつて、權力的なものでないのである。それはこゝに云ふところの集團管理行爲のみあつて、政治行爲のない社會を主張してゐるのである。

もとより彼らは、「政治」の消滅よりも、むしろ「國家」の消滅を主張してゐるのであることは云ふまでもないが、しかし無政府主義社會や共產社會に、なほ「政治」があるとは、彼らも亦決して主張してはゐないのである。彼らの主張してゐるのは、明に政治權力のない法秩序であることはいふまでもない。したがつて大石教授や堀教授のやうに權力の特性を無視して、すべての集團の「強制性」を主張されるならば、兩者の區別は立たないのであつて、無政府社會や共產社會も亦一つの政治社會とならざるを得ないであらう。

今一つの理論的な問題としては、政治の原始的起源に關する理論があげられねばならない。不幸にしてこれらの學者諸氏には、政治起源についての論述がないので、いかなる立場をとられるか全く不明であるけれども、從來の政治起源論の幼稚さは、多くは、この政治概念の未熟さから來てゐる。

大石教授や堀教授の理論からすれば、恐らく政治原始存在説を肯定せざるを得まい。しかし私はこれに賛同することを得ない。政治が農業とともに發生したといふことは、フィオクラットのすでに主張したところであり、また政治が階級社會の發生とともに生じたといふことは、すでにアダム・スミス以來公認されてゐる理論であり、更に政治が族父制社會とともに發生したといふことは、これまたヘンリー・メイン以來の定説であつて、その後原始母系制社會が発見せられても、この理論は動搖しなかつたのである。しからは原始非政治社會の集團生活は、いかに説明せられるのであるか。政治行爲に對し、集團管理行爲を區別することなしには、この問題は、解明出來ないのである。

第十九世紀におけるドイツの理性法學派は、(例へばクラウゼによつて代表されるやうに、)權力のない法秩序の世界から、權力の發生及び權力の存在を説き、そして再び權力のない法秩序への還元を理想とする世界史觀を展開してゐるけれども、これらの理論も、亦同じやうに、集團管理行爲と政治行爲との區別から出發してきてゐるのである。

要するに希望や理想や欲求としては、權力のない、秩序ある世界が出來れば、人間にとつて甚だ幸なことに違

ひない。しかし科學と希望や理想そのものは、區別しなければならぬ問題である。

終りにあたり、法規範と倫理規範とを明確に區別することなく、「共同目的」(common purpose)をもつて政治權力の基礎としようとする、英國のラスキやコールらの「多元的國家論」のもとで、大石教授や堀教授らの立場と本質的に同じやうな理論が主張されてゐること、そしてこれがすでに科學的批判の前に、成立し難い學說となつてゐることを指摘し、政治學を、民主主義的にも、獨裁主義的にも、一つの政治的イデオロギーから脱れしめて、嚴密な科學へ發展せしめるの必要を主張しつつ、この論文を結ぶことゝしたい。^(註三)

(註一)『政治學の根本問題』七八頁。『政治學論』六一頁。

昭和十二年十二月の發行にかかる大石教授の『政治學汎論』においても、政治概念については同じ見解を維持されてゐることが、述べられてゐる。(一頁及び四頁註一)

(註二)『政治學汎論』一頁においても、政治の問題が、同じやうに三つにせられてゐる。(一)政治機能、(二)政治組織

(三)政治運用。その説明は、本質的に『政治學の根本問題』における説明と同様である。

(註三)『政治學の根本問題』八一頁。

(註四)同上、八二—三頁。

(註五)『政治統制論』第二章第六節九八—一〇八。同じ見解はすでに拙論『國家の本質』(吉野先生紀念論文集收録)、拙論『國家人格論』(佐々木惣一博士還曆記念論文集收録)及び同『團體人格の再建』(九大『法政研究』第八卷第一・二號所掲)

(註六)『政治統制論』五〇六頁。(其他參照)

(註七) 『政治學の根本問題』八一頁。

(註八) 拙著『政治學における方法二元論』『政治學要論』及び上掲(註五)の諸文中参照。

(註九) (註五) 参照。

(註一〇) 『政治學の根本問題』八三頁。

(註一一) 同上、四〇—一頁。

(註一二) 『政治學の根本問題』三九頁。

(註一三) 例へば國家と一般團體との類同性を主張する「多元的國家論」においてすら、國家の地位は、治安機能をつかさどる點に求められてゐる。

(註一四) 『政治學の根本問題』三九頁。

(註一五) 『政治學汎論』四三—四頁。

(註一六) 同上、四四頁。

(註一七) 同上、四四—六一頁。

(註一八) 『政治學における方法二元論』其他の拙著参照。

(註一九) 堀教授『政治概念の究明』四八頁。(臺北帝大文政學部政學科研究年報第五輯第一部所掲論文)

(註二〇) 同上、二〇頁参照。

(註二一) 拙著『政治統制論』第二章第六節政治統制の構成(九八—一〇四)において、政治權力と法秩序の根據について詳しく説明して置いた。それを参照されんことを望む。

(註二二) 『政治學に於ける方法二元論』中の諸論文は、多元的國家論の批判のために書かれたものが多い。